

介護医療院

1 事業概要

要介護者であって主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話をを行い、看取り機能も具備した介護保険施設

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

職 種	員 数 ・ 資 格	
	I 型療養床（療養機能強化型）	II 型療養床（老健施設相当型）
医 師	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で入所者の数を 48 で除して得た数 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で入所者の数を 100 で除して得た数
	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として I 型・II 型に必要とされる医師数の合計数以上で、合計数が 3 人に満たないときは 3 人とし、1 に満たない端数は切り上げる。(①～③の場合を除く) ① II 型療養床のみの介護医療院等、医師の宿直が不要となる場合(※)の医師数は、常勤換算方法で入所者の数を 100 で除して得た数以上とし、1 に満たない端数は 1 とする。 ② 医療機関併設型介護医療院の医師数は、I 型・II 型に必要とされる医師数の合計数以上とする。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 病院が転換して、医療機関併設型介護医療院となった場合は、転換後の同施設が転換前の病院の設備を利用し、転換後の同施設の定員の合計が転換前の病床数以下で、転換後の同施設の医師の必要数の合計が転換前の病院の医師の配置基準数を上回る場合は、医師の配置基準は転換前の病院の医師の配置基準を満たしていれば可とする。(☞H30.7.27 厚労省医政局事務連絡) ③ 併設型小規模介護医療院(入所定員 19 名以下の「医療機関併設型介護医療院」以下同じ。)の医師数は、併設される医療機関により当該併設小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われる場合は、置かないことができる。 ④ 複数の医師が勤務する場合は、各々の医師の勤務延時間数が基準に適合すれば可とするが、そのうち 1 人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ医師とし、兼務の医師については、日々の勤務体制を明確に定めておくこと。 ⑤ 介護医療院で行われる(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)訪問リハビリテーションの事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることで入所者の処遇に支障がない場合は、介護医療院サービスの職務時間と(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)訪問リハビリテーションの職務時間を合計して介護医療院の勤務延時間数とすることができる。 	
<ul style="list-style-type: none"> ※医師の宿直が不要となる場合 <ul style="list-style-type: none"> i II 型療養床のみを有する介護医療院の場合 ii 医療機関併設型介護医療院であり同一敷地内又は隣接する敷地にある病院又は診療所との連携が確保され、当該介護医療院の入所者の病状が急変した場合に当該病院又は診療所の医師が速やかに診察を行う体制が確保されている場合 iii 介護医療院の入所者の病状が急変した場合においても当該介護医療院の医師が速やかに診察を行う体制が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合 		
薬 劑 師	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で入所者の数を 150 で除して得た数 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算方法で入所者の数を 300 で除して得た数
	<ul style="list-style-type: none"> ・I 型・II 型に必要とされる薬剤師数の合計数以上 ・併設型小規模介護医療院の薬剤師数は、併設される医療機関の職員(病院の場合は医師又は薬剤師、診療所の場合は医師)により当該併設小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われる場合は置かないことができる。 ※ 病院が転換して、医療機関併設型介護医療院となった場合は、転換後の同施設が転換前の病院の設備を利用し、転換後の同施設の定員の合計が転換前の病床数以下で、転換後の同施設の薬剤師の必要数の合計が転換前の病院の薬剤師の配置基準数を上回る場合は、薬剤師の配置基準は転換前の病院の薬剤師の配置基準を満たしていれば可とする。(☞H30.7.27 厚労省医政局事務連絡) 	

看護師又は 准看護師	・常勤換算方法で入所者の数を6で除して得た数以上	
介護職員	・常勤換算方法で入所者の数を5で除して得た数	・常勤換算方法で入所者の数を6で除して得た数
	・I型・II型に必要とされる介護職員数の合計数以上 ※併設型小規模介護医療院の介護職員数は、常勤換算方法で入所者の数を6で除して得た数以上。 (看護職員を介護職員数として算定した場合には、当該職員は看護職員数に算定できないので注意。)	
理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士	・実情に応じた適当数 ※併設型小規模介護医療院の理学療法士等の数は、併設される医療機関の職員（病院の場合は医師又は理学療法士等，診療所の場合は医師）により当該併設小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われる場合は置かないことができる。	
栄養士又は 管理栄養士	・1人以上（入所定員100以上の介護医療院に限るが，100人未満の施設も常勤職員の配置に努めること。） ※同一敷地内の病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより栄養管理に支障がない場合には兼務職員での対応も可。 ※併設型小規模介護医療院は、併設される医療機関の栄養士又は管理栄養士による栄養管理が当該併設小規模介護医療院の入所者に適切に行われると認められるときは置かないことができる。	
介護支援専門員	・常勤専従1人以上 (入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を増員することが望ましい。) ※併設型小規模介護医療院は、当該施設の入所者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合は、当該介護医療院の設置形態等の実情に応じた適当数でよい。	
診療放射線技師	・実情に応じた適当数 ※併設施設との職員の兼務を行う等により適正なサービスを確保できる場合には配置しないこともできる。	
調理員，事務員その他の従業者	・実情に応じた適当数 ※併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合には配置しないこともできる。	
管理者	・県知事の承認を受けた医師等，常勤専従が要件だが，管理上支障がない場合は，同一敷地内の他の事務所等の職務と兼務できる	

※1 入所者数は、前年度の平均入所者数による。(新規に開設許可を受ける場合は入所定員の90%とする。)

※2 (医療機関)併設型小規模(入所定員19人以下)介護医療院については、併設される病院の医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、又は併設される診療所の医師により適切な処遇が行われると認められる場合は、これらの職員を置かないことができる。また、介護職員は、「常勤換算方法で入所者の数を6で除して得た数以上」に、介護支援専門員は、「実情に応じた適当数」でよい。

(2) 設備基準

設 備	内 容	経過措置
療 養 室	<ul style="list-style-type: none"> ・1の療養室の定員は4人以下 ・1人当たりの床面積は8㎡以上 ・療養室等を地階に設ける場合は、「その他の設備」①耐火建築物の項目を参照 ・1以上の出入口は空地，廊下又は広間に直接面していること ・プライバシーの確保に配慮した療養床を備えること ・身の回り品を保管することができる設備を備えること ・ナースコールを設けること 	「療養病床」，「介護療養型老健」 新築，増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は，1人当たりの床面積は6.4㎡以上(ユニット型を除く) ※ただし，療養室1人当たりの床面積が8㎡以下となる場合，療養環境減算Ⅱとして25単位の減算あり
診 察 室	①医師が診察を行う施設 ②喀痰，血液，尿，糞便等について通常行われる臨床検査を行うことができる施設 ※検体検査の業務を委託する場合には、設け	「介護療養型老健」 ②は近隣の医療機関と連携できる場合は、置かないことができ

	ないことができる ③調剤を行う施設	る。 ③は近隣の薬局と連携できる場合は、置かないことができる。
処置室	①入所者に対する処置が適切に行われる広さを有する施設 ※診察室と兼用することができる ②診察の用に供するエックス線装置（定格出力の管電圧（波高値）が10キロボルト以上、かつ有するエネルギーが1メガボルト未満のもの）	「介護療養型老健」 ②は近隣の医療機関と連携できる場合は、置かないことができる。
機能訓練室	・内法で40㎡以上 ・必要な器械、器具を備えること ※併設型小規模介護医療院にあっては、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備える	
談話室	・入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること	
食堂	・内法で入所定員1人当たり1㎡以上	
浴室	・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの ・入浴に介助を必要とする者に適した特別浴槽を設けること	
レクリエーション・ルーム	・十分な広さを有し、必要な設備を備えること	
洗面所	・身体の不自由な者が利用するのに適したもの	
便所	・身体の不自由な者が利用するのに適したもの	
サービス・ステーション	・療養室のある階ごとに療養室に近接して設けること	
調理室	・食器、調理器具を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備、防虫・防鼠の設備を設けること	
洗濯室又は洗濯場	・特に基準なし	
汚物処理室	・他の施設と区別された一定のスペースを有すれば足りること	
その他設備等	①耐火建築物 ※療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（以下「療養室等」という。）を2階以上及び地階に設けてない場合や、設けている場合であっても、消防署等と相談の上非常災害計画を策定し、昼間及び夜間に避難訓練を行い、地域住民等との連携体制を整備している場合は準耐火建築物でも可 ※次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての介護医療院の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると知事が認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。（なお、その際には、火災予防、消火活動に関し専門的知識を有する者の意見を聴くこと） ・スプリンクラー設備の設置、内装材等への難燃性材料の使用、防火区画の設置等が行われていること ・非常警報設備の設置等により円滑な消化活動が可能であること ・十分な幅員を有する避難路を確保し、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、円滑な非難が可能なものであること ②療養室が2階以上の階にある場合は屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること ③療養室等が3階以上の階にある場合は避難階段を2以上設けること	「療養病床」、「介護療養型老健」 ①の耐火建築物規定は適用しない 「療養病床」、「介護療養型老健」 ②を「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50㎡（主要構造部が耐火構造であるか又は不燃材料で造られている建築物にあっては100㎡）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする 「療養病床」、「介護療養型老健」 ⑥の廊下幅は1.2m以上、中廊下幅は1.6m以上 ※ただし⑥の廊下幅については、療養環境減

	<p>※直通階段が建築基準法上、避難階段に算入できる場合はそれを含む</p> <p>④放射線に関する構造設備は、医療法施行規則の規定に準じること</p> <p>⑤階段、廊下には手すりを設けること</p> <p>⑥廊下幅は 1.8m以上、中廊下幅は 2.7m以上（常夜灯を設けること）</p> <p>※なお、ユニット型の廊下については、廊下の一部の幅を拡張することにより入所者・従業者等の円滑な往来に支障がないと認められる場合、1.5m以上、中廊下の幅 1.8m以上</p> <p>⑦消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること</p>	算 I として廊下幅は 1.8m未満、中廊下幅は 2.7m未満の場合 25 単位の減算あり
--	--	---

※経過措置欄中の「療養病床」、「介護療養型老健」とは次のとおり

「療養病床」：平成 36 年 [令和 6 年] 3 月 31 日までの間に療養病床から介護医療院へ転換する場合の経過措置

「介護療養型老健」：平成 18 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に療養病床から介護老人保健施設へ転換していたもの（「介護療養型介護老人保健施設」という。）が、平成 36 年 [令和 6 年] 3 月 31 日までの間に介護医療院へ転換する場合の経過措置

3 ユニット型の勤務体制（人員基準については、「(1) 人員基準」と同じ）

職 種	勤務体制	
介護職員又は 看護職員の配置	昼 間	ユニットごとに常時 1 人以上配置すること
	夜間及び深夜	2 ユニットごとに 1 人以上配置すること
ユニットリーダー	ユニットごとに常勤の者を配置すること	

4 ユニット型の設備基準

設 備	内 容
療 養 室	<ul style="list-style-type: none"> ・個室 ※夫婦等で居室を利用する場合等は 2 人可 ・共同生活室に近接して一体的に設けること ・ユニットの利用定員は原則として概ね 10 人以下とし、15 人を超えないものとする ・床面積は 10.65 m²以上 ※2 人部屋の場合は 21.3 m²以上 ・療養室を地階に設ける場合については「2 設備基準」に同じ ・1 以上の出入口は空地、廊下又は広間に直接面していること ・プライバシーの確保に配慮した療養床を備えること ・ナースコールを設けること <p>(※ ユニット型個室的多床室とは、令和 3 年 4 月 1 日に現に存するユニット型介護医療院において、ユニットに属さない療養室を改修してユニットが造られているもの。床面積が 10.65 m²以上で、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。)</p>
共 同 生 活 室	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が交流し、共同で日常生活を営むのにふさわしい形状を有すること。 ・床面積は当該ユニットの利用定員×2 m²以上 ・必要な設備及び備品を備えること
洗 面 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごと又は共同生活室ごとに適当数設けること ・身体の不自由な者が使用するのに適したものとする（洗面設備） <p>「2 設備基準」に同じ</p>
便 所	
診 察 室	
処 置 室	
機 能 訓 練 室	
浴 室	